

特別支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市教育委員会は、千葉市における特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのための定期的な関係諸機関間の情報交換・意見交換を行う場として千葉市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育段階（幼稚園及び保育所、小学校、中学校、高等学校並びに中等教育学校）を中心とした各ライフステージにおける相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 幼稚園又は保育所から小学校、小学校から中学校等（中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。以下同じ。）、中学校等から高等学校等（高等学校又は中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）及び中学校等又は高等学校等から就労先などへのライフサイクルの切り替え時の支援に関する関係機関との連携における情報提供並びに課題への対応及び改善に関すること。
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整に関すること。
- (4) その他特別支援の連携推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 連携協議会は、別表1に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 連携協議会には会長を置き、会長には学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 会長は会務を総理し、連携協議会を代表する。
- (3) 会長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を招集し、報告及び意見聴取を行わせることができる。

(実務担当者会議)

第4条 連携協議会に必要な調査、資料収集をするため、実務担当者会議を設置する。

- 2 実務担当者会議は、別表2に掲げる課及び機関に所属する担当職員を委員として組織する。
- 3 実務担当者会議は、毎年度の当初及び必要に応じて開催し、連携協議会でその内容を報告する。

(秘密の保持)

第5条 連携協議会の関係者は、連携協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、養護教育センター、教育支援課及び保健体育課に置く。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成28年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

平成29年4月1日に一部改正し施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課長 障害者自立支援課長 障害福祉サービス課長
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課長 こども家庭支援課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保運営課保育所指導担当課長
教育関係	教育委員会 教育総務部 学校教育部	総務課長 教育職員課長 学校教育部長 学事課長 教育改革推進課長 教育支援課長 保健体育課長 教育センター所長 養護教育センター所長 生涯学習部 生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長 千葉市小中学校長学校運営協議会特別支援委員会代表 第二養護学校長 養護学校長 高等特別支援学校長 千葉県立千葉特別支援学校長 市立稻毛高等学校長
医療関係	千葉市医師会発達障害支援研究会医師	
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター所長	
外部関係者	学識経験者（特別支援に関する） 千葉市手をつなぐ育成会代表 千葉市自閉症協会代表	
その他	千葉市療育センター療育相談所長 千葉市大宮学園長 千葉市発達障害者支援センター所長 東部児童相談所長及び西部児童相談所長	

(別表2)

福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課 こども家庭支援課 幼保支援課 幼保運営課
教育関係	教育委員会 学校教育部	教育支援課 保健体育課 教育センター 養護教育センター 生涯学習部 生涯学習振興課
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター	
その他	千葉市療育センター療育相談所 千葉市大宮学園 千葉市発達障害者支援センター	